

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度二宮町一般会計補正予算(第2号))

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年9月7日提出

二宮町長 村田 邦子

30専 第3号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年度二宮町一般会計補正予算（第2号）（別紙のとおり）

平成30年7月10日

二宮町長 村田 邦子

理 由

株式に関する確定申告による住民税の還付金が当初の見込みよりも大幅に増えたため、補正予算を編成し、早急に還付する必要性が生じたが、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

平成30年度二宮町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度二宮町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,759,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月10日提出

二宮町長 村田 邦子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 県支出金 | | 587,152 | 5,810 | 592,962 |
| | 3 委託金 | 51,179 | 5,810 | 56,989 |
| 18 繰入金 | | 123,503 | 7,000 | 130,503 |
| | 1 基金繰入金 | 123,500 | 7,000 | 130,500 |
| 歳 入 合 計 | | 7,747,033 | 12,810 | 7,759,843 |

2 歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------|-----------|--------|-----------|
| 2 総務費 | | 1,086,945 | 13,756 | 1,100,701 |
| | 2 徴税費 | 100,375 | 13,756 | 114,131 |
| 12 予備費 | | 9,897 | △946 | 8,951 |
| | 1 予備費 | 9,897 | △946 | 8,951 |
| 歳 出 合 計 | | 7,747,033 | 12,810 | 7,759,843 |